

○出雲崎町災害救助条例

昭和50年3月22日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、町が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されない災害であつて、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が8世帯以上に達した場合
 - (2) 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、町長が特に必要と認めた場合
 - (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合
- 2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
 - (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - (4) 災害にかかった者の救出
 - (5) 応急仮設住宅の設置
 - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 障害物の除去
- 2 前項第5号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定める範囲内において行うものとする。

- 2 町長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間を延長して行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月17日
条例第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害又は一の市町村に新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用された場合の同一原因による災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任規定)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月20日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月16日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年6月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年9月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月25日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年9月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

○出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月17日
規則第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年出雲崎町条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年9月24日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

○出雲崎町防災行政無線局管理運用規程

平成7年4月24日
規程第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲崎町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し円滑な通信、通報を図るために設置する防災行政用の無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 通信 通話及び通報をいう。
- (2) 通話 音声によって行う通信をいう。
- (3) 通報 音声又は信号によって行う一方的な通信をいう。
- (4) 統制 災害時及び通信輻輳時に通信運用を統制管理することをいう。
- (5) 固定系 同報通信方式によって通報を行う通信系をいう。
- (6) 移動系 基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
- (7) 固定系親局 特定の二以上の通信設備に対し、同一内容の情報を送信することができる無線局で固定系に属するものをいう。
- (8) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備(アンサーバック方式を付加する場合は、同方式の送受信設備を含む。)をいう。
- (9) 遠隔制御局 固定系親局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (10) 基地局 役場庁舎(以下「庁舎」という。)に設置され、陸上移動局を通信の相手方とする無線局で、移動系に属するものをいう。
- (11) 陸上移動局 基地局又は他の陸上移動局を通信の相手方とする車載型又は可搬型の無線局で、移動系に属するものをいう。
- (12) 遠隔制御機 基地局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (13) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。

(通信系統、設備、配備先等)

第3条 防災行政無線局の通信系統は、情報の収集を目的とする移動系及び情報の伝達を目的とする固定系の2系統とし、その設備構成は別表第1のとおりとする。

2 無線設備の配備場所は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

第2章 職員

(職員)

第4条 防災行政無線局に総括管理者、副総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者及び副総括管理者)

第5条 総括管理者は、防災行政無線局の管理運用の事務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

2 総括管理者は、町長の職にある者を、副総括管理者には副町長の職にある者をもって充てる。

3 副総括管理者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理運用の事務を行うとともに、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第7条 管理者は、総括管理者の命を受け、配備された無線設備を管理し、当該部署の通信取扱責任者を監督する。

2 管理者は、遠隔制御機又は陸上移動局の無線設備を配備された部署の長にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信取扱者を指揮し、防災行政無線局の無線設備の管理、運用の業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者とは、無線設備の通信操作を行う者をいう。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(無線従事者)

第10条 総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配備するように努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

第3章 運用

第1節 通則

(運用の心得)

第11条 防災行政無線局を使用する者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

(1) 通信の内容は、防災行政無線の設置の目的に適合するものであること。

(2) 通信は、内容の緩急重要度により、優先秩序を保つこと。

(3) 通信事項に即応する無線設備を選択活用すること。

(通報の基本)

第12条 通報の基本は、「やさしい言葉で」「要領よくまとめて」「短く」「ゆっくり」通報するものとし、緊急通報を除き、3分以内に行うよう努めなければならない。

(通信の原則)

第13条 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 必要最小限の無線通信を行うこと。

(2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せず、できる限り簡潔であること。

(3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。

(4) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめたうえで送信すること。

(5) 管理者の指示に従い、統制のとれた無線通信を行うこと。

(6) 無線通信は、正確に行うものとし、通信に誤りがあったことを知った時は、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第14条 防災行政無線局は、常時運用するものとする。

(災害時の運用)

第15条 災害時においては、出雲崎町地域防災計画に基づく災害対策の指令、情報の収集の通話を優先する。

(他無線局との関係)

第16条 総括責任者は、常に関係行政機関の無線局と連絡を密にして、それらの通信運用を熟知し、災害等に対処するものとする。

2 総括管理者は、常に県防災行政無線局と有機的な運用に努めるとともに、災害対策本部が設置された場合は、県防災行政無線と協力して災害通信の円滑な疎通を図るものとする。

第2節 固定系無線

(固定系無線の通報内容)

第17条 固定系無線の通報内容は、次の各号に定めるものとする。

(1) 地震、風水害等の災害に関する情報で、住民に対し緊急に伝達を必要とするもの

(2) 地域住民の生命、財産に関わる緊急かつ重要なもの

(3) 町の一般行政広報に関することで多数の住民に伝達を必要とするもの

(4) 時報

(5) その他町長が特に必要と認めたもの

(通報の種類)

第18条 通報の種類は、定時通報、一般通報及び緊急通報とする。

2 定時通報は、毎日7時、12時、18時の3回の時報とする。

3 一般通報は、定時通報及び緊急通報以外の通報とし、通報時刻は別に定めるものとする。

4 緊急通報は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行う通報とする。

(通報の区分)

第19条 通報の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一斉通報 全固定系子局を対象とする通報

(2) グループ別通報 固定系子局のグループ別を対象とする通報

(3) 個別通報 固定系子局の一部を対象とする通報

(通報の依頼及び処理)

第20条 固定系無線の通報の依頼及び処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書(様式第1号)を3日前までに作成し、管理責任者の決裁を得なければならない。この場合において、管理責任者は、その内容を審査し、通報の可否を決定し、通報しないと決定したときはその旨を担当課長に通知しなければならない。
- (2) 緊急通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書を作成し、総括管理者の決裁を得なければならない。ただし、事態が切迫し、そのいとまがないときは、口頭、電話等によることができる。この場合において、総括管理者は、速やかにその内容を審査し、通報の可否を決定しなければならない。
- (3) 勤務時間外に職員が緊急通報を実施したときは、緊急通報報告書(様式第2号)により遅滞なく管理責任者に報告するものとする。

第3節 移動系無線

(移動系無線の通信内容)

第21条 移動系無線の通信内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 一般行政事務を遂行するための通信

(通信の種類)

第22条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平常時通信 平常時に行う通信
- (2) 統制時通信 災害等で統制により範囲を制限して行う通信
- (3) 非常通信 電波法第52条の規定により災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において全ての無線局が自主的判断によって行う通信

(通信の区分)

第23条 通信の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通信 全無線局を対象とする通信
- (2) 個別通信 特定の無線局を対象とする通信

(通信統制)

第24条 総括管理者は、災害時における緊急重要通信を確保するため通信の統制を行うことができる。

- 2 通信統制は、通信の制限、通信事項の優先順位、その他の通信の統制をもって行う。
- 3 統制時の通信は、基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

第4節 研修

(研修)

第25条 総括管理者は、通信取扱者に対して、毎年1回以上防災行政無線局の管理運用について必要な知識及び技能に関する研修を行わなければならない。

第4章 保全整備

(無線局の保守点検)

第26条 無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に定める点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱者が主に外観点検によって行う点検
- (2) 定期点検 総括管理者が防災行政無線局の無線設備全体について年1回定期的に行う点検整備
- (3) 臨時点検 管理責任者が機器の機能に異常があると認めたときに臨時に行う点検整備

(試験電波の発射)

第27条 無線設備の点検整備等のため、通信又は通話により試験電波を発射するときは、法所定の方法により通報又は通話の閑散な時に行わなければならない。

(故障等の措置)

第28条 管理者は、無線設備に故障等があった場合は、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項に規定する報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置をとらなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、防災行政無線局の管理運用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(出雲崎町防災行政無線運用規程の廃止)

2 出雲崎町防災行政無線運用規程(昭和60年出雲崎町規程第6号)は、廃止する。

附 則(平成10年3月25日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年11月1日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第5号)

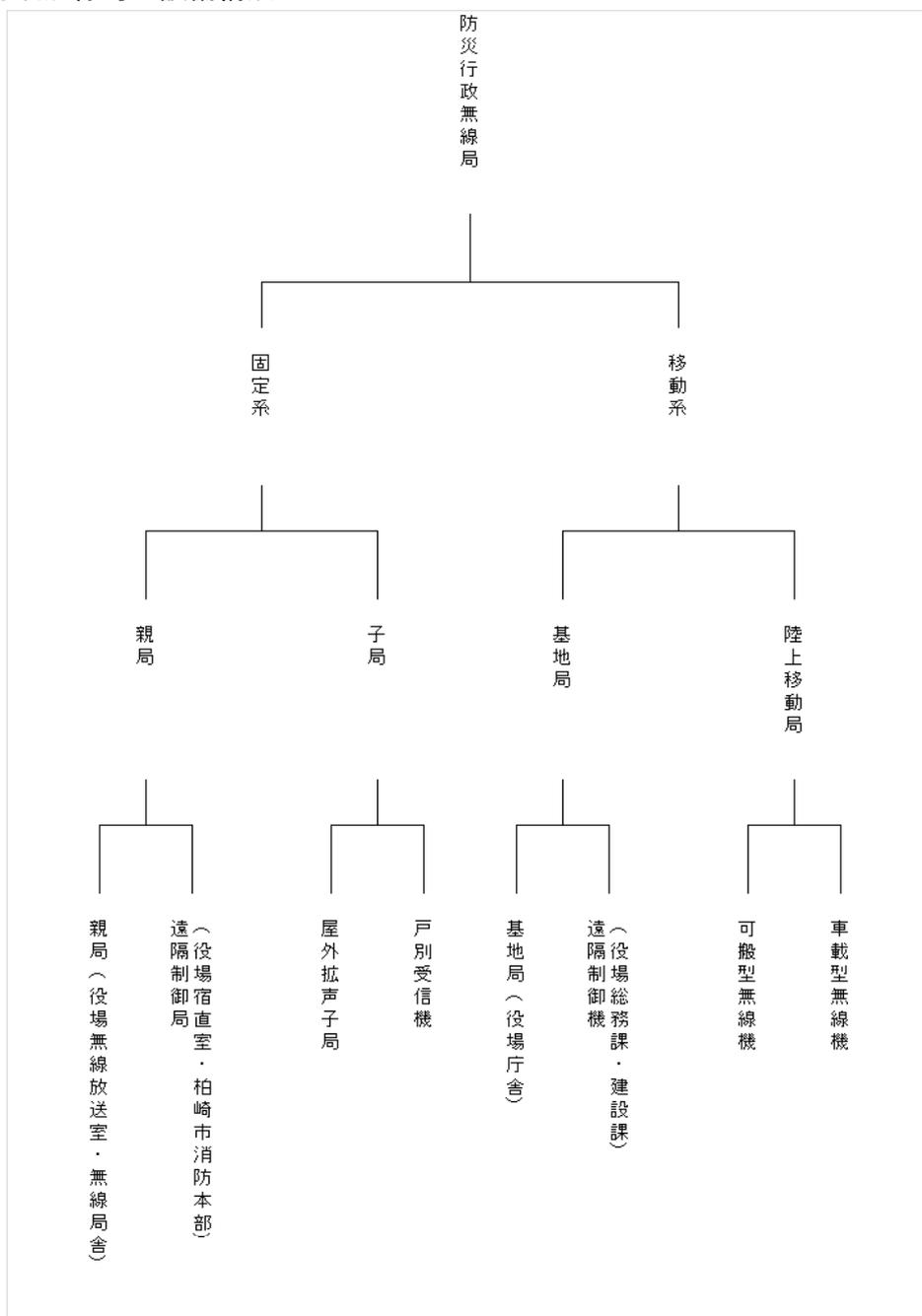
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日規程第1号)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

防災行政無線局の設備構成



別表第2(第3条関係)

固定系無線設備配備一覧表

1 親局

親局 役場無線放送室
無線局舎(川西144-2)

遠隔制御局 役場宿直室
柏崎市消防本部

2 子局(屋外拡声局)

番号	局名	所在地	番号	局名	所在地
0	役場	出雲崎町大字川西140	19	市野坪	出雲崎町大字市野坪325-2
1	勝見	出雲崎町大字勝見843-1	20	田中	出雲崎町大字田中512-1
2	尼瀬	出雲崎町大字尼瀬365-3	21	市野坪東	出雲崎町大字市野坪440-4
3	諏訪本町	出雲崎町大字尼瀬6-57	22	常楽寺	出雲崎町大字常楽寺838-3
4	住吉町	出雲崎町大字住吉町4-先	23	稲川	出雲崎町大字稲川3203-11
5	石井町	出雲崎町大字住吉町1-39	24	別ヶ谷	出雲崎町大字別ヶ谷631
6	羽黒町	出雲崎町大字住吉町1-14	25	立石	出雲崎町大字立石462-2
7	木折町	出雲崎町大字住吉町1-19	26	中山	出雲崎町大字中山71-4
8	井鼻	出雲崎町大字井鼻675-1	27	米田八王子	出雲崎町大字米田72-1
9	久田南	出雲崎町大字久田73-4	28	吉川	出雲崎町大字吉川462
10	久田	出雲崎町大字久田243-6	29	神条	出雲崎町大字神条401-1
11	沢田	出雲崎町大字沢田439-1	30	下小竹	出雲崎町大字小竹1030-1
12	大門	出雲崎町大字大門257-3	31	柿木	出雲崎町大字柿木1167
13	米田	出雲崎町大字米田417	32	藤巻	出雲崎町大字藤巻300
14	船橋	出雲崎町大字船橋473-甲	33	上中条	出雲崎町大字上中条1107-26
15	乙茂	出雲崎町大字乙茂769-2	34	川東	出雲崎町大字川西982-28
16	滝谷	出雲崎町大字滝谷169-7	35	吉水	出雲崎町大字吉水1360-1
17	大釜谷	出雲崎町大字大釜谷11-50	36	船橋南	出雲崎町大字船橋443-13
18	相田	出雲崎町大字相田363-4			

別表第3(第3条関係)

移動系無線設備配備一覧表

1 基地局

基地局 役場庁舎
遠隔制御局 役場総務課・建設課

2 移動局

種別	呼出名称	所属課	出力	備考
可搬型	いずもざき 1	総務課	5W	
〃	いずもざき 2	〃	〃	
〃	いずもざき 3	建設課	〃	
〃	いずもざき 4	〃	〃	
車載型	いずもざき 5	〃	〃	
〃	いずもざき 6	〃	〃	
〃	いずもざき 7	〃	〃	
可搬型	いずもざき 8	総務課	〃	
〃	いずもざき 9	〃	〃	

○出雲崎町罹災証明書取扱規程

平成19年3月30日
規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、風水害等の災害によって生じた被害の証明書の取扱の基準について定める。

(証明書等の交付)

第2条 町長は、罹災者、その他町長が適当と認める者から、り災証明願(様式第1号)が提出されたときは、その内容を審査し、罹災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は調査職員の現場確認等により確認することができる場合にり災証明書を交付するものとする。

2 町長は、被災者、その他町長が適当と認める者から被災届出・確認願(様式第2号)が提出されたときは、その内容を審査し、被災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は調査職員の現場確認等により確認することができる場合に被災確認書を交付するものとする。

(様式の特例)

第3条 罹災証明願の様式がその提出先において特に定めたものがある場合は、これを前条の規定に定める罹災証明願とみなして処理することができる。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、証明について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月23日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行する。

災害時応援協定一覧

平成26年2月28日 現在

No.	協定名	締結年月日	協定概要	締結先
1	災害時の相互応援に関する協定	H8. 1. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつ旋 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあつ旋 ・救援及び救急活動に必要な車両等の提供及びあつ旋 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供及びあつ旋 ・被災児童、生徒等の一時受入れ ・ごみ及びし尿の処理のための車両及び施設のあつ旋 ・上記のほか、特に要請のあった事項 	柏崎市 刈羽村
2	長岡地域災害時相互応援協定	H8. 6. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資の供給活動 ・清掃活動 ・上水道、下水道等の応急復旧活動 ・ボランティアのあつせん ・被災児童生徒の受入れ ・被災者に対する住宅のあつせん ・その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動 	長岡市 小千谷市 見附市
3	災害時における郵便局と出雲崎町の協力に関する協定	H10. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置 ・施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ・情報の相互提供 ・上記のほか、特に要請のあった事項 	出雲崎郵便局
4	災害時における相互協力に関する協定	H18. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び用地の避難場所としての提供 ・被災者に対する応急医療資材及び備蓄物資の提供 ・情報の相互提供 	社会福祉法人 中越福祉協会
5	災害時における応援業務	H19. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設等の被災状況の調査、応急対策の検討、災害復旧のための測量及び設計 	新潟県測量設計業協会
6	災害時におけるLPガス供給に関する協定	H23. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガスの供給 	(一社)新潟県LPガス協会長岡支部
7	災害時の情報交換に関する協定	H23. 3. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の交換 	国土交通省 北陸地方整備局
8	災害時における燃料等の供給に関する協定	H23. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的燃料供給 	(株)中越石油
9	災害時の協力に関する協定	H24. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の相互提供 ・災害対策本部への社員派遣 ・災害復旧の相互協力 	東北電力(株)柏崎営業所

No.	協定名	締結年月日	協定概要	締結先
10	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	H24. 6. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋 ・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資器材の提供及び斡旋 ・救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋 ・消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の短期応援 ・ボランティア等の斡旋 ・上記のほか、特に要請のあった事項 	福島県柳津町
11	災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの提供 	(有)たまきや
12	災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの提供 	社会福祉法人 浄勝会
13	災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの提供 	割烹仙海
14	災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの提供 	(株)佐平次
15	災害時における輸送用車両の使用協力に関する協定	H25. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送用車両の提供 	農事酪農法人 出雲崎酪農組合
16	災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H25. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの提供 	社会福祉法人 出雲崎町社会福祉協議会
17	災害時における物資供給に関する協定	H25. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・物資（レンタル機械、日用生活雑貨等）の供給 	(株)アクティオ
18	災害時における物資供給に関する協定	H25. 11. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・物資（飲料水、生活必需品等）の供給 	NPO法人 コメリ災害対策センター
19	避難所としての施設利用に関する協定	H25. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の一時収容のための施設の提供 	大新潟カントリークラブ出雲崎コース
20	砂防関係協力市町村災害時応援協定	H25. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ・救援活動に必要な車両等の提供 ・救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・被災した児童、生徒等の一時受入れ ・上記のほか、特に要請のあった事項 	宮城県蔵王町 秋田県東成瀬村 長野県下條村 長野県大桑村 岐阜県海津市 大阪府河南町 奈良県五條市 奈良県野迫川村 奈良県十津川村 徳島県牟岐町 宮崎県高原町 熊本県錦町
21	避難所としての施設利用に関する協定	H26. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の一時収容のための施設の提供 	新潟漁業協同組合 出雲崎支所